

1 2 月 1 2 日 (水)

(第 3 日 目)

平成30年第5回南関町議会定例会（第3号）

平成30年12月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第64号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第2 議案第65号 南関町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 日程第3 議案第66号 南関町放課後児童健全育成事業費用徴収条例を廃止する条
例の制定について
- 日程第4 議案第67号 平成30年度南関町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第68号 平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3
号）について
- 日程第6 議案第69号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3
号）について
- 日程第7 議案第70号 平成30年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1
号）について
- 日程第8 議案第71号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3
号）について
- 日程第9 議案第72号 平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
（第2号）について
- 日程第10 議案第73号 南関町総合振興計画基本構想を定めることについて
- 日程第11 議案第74号 南関町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第12 議案第75号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 日程第13 議案第76号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第14 議案第77号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第15 議案第78号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第16 議案第79号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

- 日程第17 議案第80号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第81号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第82号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第83号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第84号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第85号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 議案第86号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 議員派遣について
- 日程第25 委員会報告について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第2号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 日程第26 委員会報告について
「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」
陳情第5号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書
- 日程第27 委員会報告について
「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」
陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書
- 日程第28 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第1 議案第87号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第2 閉会中の継続審査について
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第2号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第3 閉会中の継続審査について
「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

- 陳情第5号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書
- 追加日程第4 閉会中の継続審査について
「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」
- 陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第6 閉会中の継続調査について
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第7 閉会中の継続調査について
「広報常任委員会」
- 追加日程第8 閉会中の継続調査について
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 西田 恵介 君 | 2番 北原 浩一郎 君 |
| 3番 中村 正雄 君 | 4番 立山 比呂志 君 |
| 5番 杉村 博明 君 | 6番 井下 忠俊 君 |
| 7番 立山 秀喜 君 | 8番 打越 潤一 君 |
| 9番 鶴地 仁 君 | 10番 橋永 芳政 君 |
| 11番 境田 敏高 君 | 12番 酒見 喬 君 |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名 (11名)

- | | |
|-----------------|---------------|
| 町 長 佐藤 安彦 君 | 税務住民課長 古澤 平 君 |
| 副町長 雪野 栄二 君 | 福祉課長 島崎 演 君 |
| 教育長 谷口 慶志郎 君 | 経済課長 東田 彰夫 君 |
| 総務課長 北原 宏春 君 | 建設課長 大木 義隆 君 |
| 会計管理者 寺本 一誠 君 | 教育課長 赤木 二三也 君 |
| まちづくり課長 坂田 浩之 君 | |

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名 (2名)

- 議会事務局長 深浦 正勝 君 書記 福山 尚樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立。礼。おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第64号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、議案第64号、南関町一般職の職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第65号 南関町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、議案第65号、南関町ひとり親家庭等医療費助成に
関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、南関町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第66号 南関町放課後児童健全育成事業費用徴収条例を廃止する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、議案第66号、南関町放課後児童健全育成事業費用徴収条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、南関町放課後児童健全育成事業費用徴収条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第67号 平成30年度南関町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、議案第67号、平成30年度南関町一般会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 5番議員の杉村です。平成30年度南関町一般会計補正予算（第4号）について質問いたします。

歳入歳出予算額総額を70億1,598万3,000円となっております。昨日の全協のほうでも聞きましたように、70億を超したということを見ますと、今後の来年度以降の予算にも十分関係してきますので、この70億を超したということで、町長はどのようにこの予算額を思われるかお聞きしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 昨日の全協の中でもお答えしたところですが、南関町の適正規模、財政規模と申しますか、やはり60億を切らないような、そういった財政規模というか、そういったものが適正規模、通常であればですね、そういったものだと思っております。今年度につきましても、数年前からの災害が非常に発生しておりますし、今回はコンパクトシティにあわせての道路予算が大きなものあたりが入ってきておりますので、そういったことで今回の70億ということの予算になっておりますけれども、将来的に見てもコンパクトシティ構想、庁舎、防災無線等が入ってくれば、もう少し大きな金額も想定されますけれども、そういった大きな事業が済んでしまえば、適正規模に戻すべきであるというふうに考えておりますので、今回の70億がいつまでも続くものではありませんし、そういった適正規模での財政運営、そういったことを心掛けていきたいというふうに考えています。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） これがですね、ずっと続くようでしたらですね、町の財政も心配されるところです。来年度、新年度予算にも影響してくるかと思います。また、来年はもっと上がるかと思います。来年以降ですね、その辺を十分に頭に置いてこの70億という町の予算が70億に達したということで、非常に危惧しているところですので、住民の皆さんも心配されると思います。その辺は十分に執行部のほうもですね、注意じゃなくて頭に置かれて予算執行、十分に健全なる予算ということで執行してもらいたいと思います。

それとまた新年度の予算査定が、今月から来月にはされると思います。その中でも新年度予算に対しましても十分ですね、精査されて予算を計上されていってほしいと思います。なぜ今回この質問をしたかというとなら、新年度予算にも関してきますので、今回しないともうできませんので、この補正予算の時期にですね、質問したわけです。以上です。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） ほかに質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、平成30年度南関町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第68号 平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第5、議案第68号、平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第69号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第6、議案第69号、平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第70号 平成30年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第7、議案第70号、平成30年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、平成30年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第71号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(酒見 喬君) 日程第8、議案第71号、平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第72号 平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(酒見 喬君) 日程第9、議案第72号、平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第73号 南関町総合振興計画基本構想を定めることについて

○議長（酒見 喬君） 日程第10、議案第73号、南関町総合振興計画基本構想を定めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、南関町総合振興計画基本構想を定めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第74号 南関町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（酒見 喬君） 日程第11、議案第74号、南関町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号、南関町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第75号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

○議長（酒見 喬君） 日程第12、議案第75号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第76号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第13、議案第76号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第76号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第77号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第14、議案第77号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第77号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第78号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第15、議案第78号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第78号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第79号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第16、議案第79号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第79号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 17 議案第 80 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第 17、議案第 80 号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 80 号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第 80 号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 18 議案第 81 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第 18、議案第 81 号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 81 号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第 81 号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 19 議案第 82 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第 19、議案第 82 号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 82 号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第 82 号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 20 議案第 83 号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第 20、議案第 83 号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第83号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第84号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第21、議案第84号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第84号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第85号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第22、議案第85号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第85号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第86号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること について

○議長（酒見 喬君） 日程第23、議案第86号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第86号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議員派遣について

○議長（酒見 喬君） 日程第24、議員派遣についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思いを。なお、日時場所等の変更が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思いを。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 25 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第 2 号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（酒見 喬君） 日程第 25、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第 2 号、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、橋永芳政君。

○総務産業常任委員会委員長（橋永芳政君） 南関町町議会議長、酒見喬様。

南関町総務産業常任委員会委員長、橋永芳政。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第 2 号。

付託年月日、平成 30 年 6 月 12 日。

件名、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情。

審査の結果、継続とする。

委員会の意見、工事の実施状況を見守り早期に工事完了を進めるため。

以上。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、陳情第2号、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第26 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第5号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書

○議長（酒見 喬君） 日程第26、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました、陳情第5号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊君。

○文教厚生常任委員会委員長（井下忠俊君） 委員会報告を行います。

南関町議会議長、酒見喬様。

南関町文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第5号。

付託年月日、平成30年12月10日。

件名、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書。

審査の結果、継続。

委員会の意見、医療現場においての更なる検証が必要のため。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、継続審査とすることです。

委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、陳情第5号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第27 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を
求める陳情書

○議長（酒見 喬君） 日程第27、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました、陳情第6号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊君。

○文教厚生常任委員会委員長（井下忠俊君） 委員会報告をいたします。

南関町町議会議長、酒見喬様。

南関町文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第6号。

付託年月日、平成30年12月10日。

件名、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書。

審査の結果、継続。

委員会の意見、陳情項目についての更なる調査のため。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[[「ありません」と呼ぶ者あり]]

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから陳情第6号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、継続審査とすることです。

委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、陳情第6号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第28 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（酒見 喬君） 日程第28、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の8条2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療連合議会議員に南関町長、佐藤安彦君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました南関町長、佐藤安彦君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました南関町長、佐藤安彦君が熊本県後期高齢者医

療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま熊本県後期高齢者医療連合議会議員に当選された南関町長、佐藤安彦君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選者の当選の告知をします。当選人が発言を求めます。

南関町長、佐藤安彦君。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆さま、改めましておはようございます。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に選出いただきましたので、承認させていただきます。南関町の代表として適切な議会運営に努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。当選の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） これをもちまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

ただいま、町長ほかから、議案第87号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてなど、8件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1号から追加日程第8として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてなど8件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

〔議案書配付〕

○議長（酒見 喬君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

事務局長。

○議会事務局長（深浦正勝君） 議案名を読み上げます。

（議案書朗読）

○議長（酒見 喬君） 配付漏れ等はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第1 議案第87号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めること

について

○議長（酒見 喬君） 追加日程第1、議案第87号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 第87号議案、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由及び議案の説明をさせていただきます。

南関町教育委員会に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。また、委員の任期は4年でございます。

住所、南関町大字相谷。

氏名、戸上恵理子。

生年月日、昭和27年11月22日生まれでございます。

現教育委員の教育委員会委員の北村保子氏の任期は、平成31年1月27日までとなっております。

この度、本人から退任の意思が示されましたので、新たに南関町教育委員会委員に任命したいので提案するものであります。

戸上氏は、昭和50年3月に大阪府の関西外国語大学外国語学部を卒業、一般企業に入社されました。昭和52年4月からは、本町で戸上英語教室を開校され、平成28年3月までの37年間特技である英語教育と児童、生徒の学習力向上のため尽力されました。またボランティアとして、平成17年から南関宿場町伝楽人として現在も南関町御茶屋跡の振興に努められておられます。ほかにも、平成21年に茶道裏千家初級資格も取得されており、南関御茶屋跡を訪れた人たちからは、「お茶のお点前（てまえ）により癒された」ということを聞いております。さらに、教育委員会が主催している通学合宿でも小学生にお茶の作法を指導され、学校や保護者などからも好評を得られております。経歴のとおり、その人柄は温厚、誠実で教育に関する識見を備えつつ、住民の目線で意見を述べることができるなど、当町教育委員会委員として適任であると思われまますので、御提案申し上げるものでございます。何とぞ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第87号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（酒見 喬君） 追加日程第2、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第2号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第5号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書

○議長（酒見 喬君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第5号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しま

した。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

**陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善
を求める陳情書**

○議長（酒見 喬君） 追加日程第4、閉会中の継続審査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第6号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお

配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第7 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第8 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第8、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等の議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の調査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。
お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句の整理については、その整理を議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することといたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

ここで会議を閉じます。

平成30年第5回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 30 年 第 5 回 定 例 会

平成 30 年 12 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 深 浦 正 勝
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111

